平成２６年（フ）第２６０号
大分市寿町８番11号　リバーサイド寿306
債務者　江藤　昭之
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２２号
宮崎市佐土原町下田島9526番地２　県営松小路Ａ団地２棟602号
債務者　池田　孝子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４０号
宮崎市淀川２丁目４番１号　ザ・ドラム102号
債務者　大山　愛子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４９号
宮崎県都城市一万城町31号17番地　一万城マンション303
債務者　横松　孝志
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第５０号
宮崎県都城市一万城町31号17番地　一万城マンション303
債務者　横松　里美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第７０号
鹿児島県姶良市加治木町錦江町250番地１　市来マンション１階
債務者　二見　徹郎
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
宮城県遠田郡美里町福ヶ袋字岡13番地３
債務者　宮坂　正吉
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
石川県加賀市分校町ち54番地
債務者　大城恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１９７号
福井市有楽町４番９号、旧住所福井県坂井市春江町いちい野北104番地
債務者　堂下　　顕
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
福井市渕４丁目1607　カーザ102、住民票上の住所福井市江守中町第１号46番地１
債務者　松田　典子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
福井県坂井市春江町江留上大和４―４　ビバリーヒルズ215号室、住民票上の住所石川県小松市瀬領町カ３番地１
債務者　吉田　知弘
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
福井県坂井市春江町江留上大和４番地４　ビバリーヒルズ313号室
債務者　高橋　幸司
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
福井市文京５丁目17番12号　ロイヤルコンフォート103
債務者　林　　松
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
山梨県富士吉田市松山1285番地の８　松山グリーンハイツ103号
債務者　三浦　頼正
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
山梨県富士吉田市松山1285番地の８　松山グリーンハイツ103号
債務者　三浦　光晴
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
兵庫県西宮市日野町18番19―401号
債務者　中島　辰志
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８号
佐賀県唐津市養母田937番地３　ヒルズアンジュＡ202号室
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部